

<巻頭言>

建築衛生の動向と課題

大澤元毅

国立保健医療科学院生活環境研究部

Current trends and issues of sanitation in buildings

Haruki OSAWA

Department of Environmental Health, National Institute of Public Health

建築衛生は、建築物が構成する身近な居住空間の衛生環境の維持管理（対物保健）を通じて集団の健康脅威へ対処することにより、公衆衛生における対物保健の一端を担う分野である。一定規模以上、特定用途の建築物に対しては、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（以下、「建築物衛生法」）を軸に、空調・換気・給排水・衛生等設備による環境制御や、衛生・害虫獣管理等を守備範囲として、それらを円滑・適切に機能させる維持管理と監視のシステムが入念に制度設計され運用されている。もちろん、建築物をとりまく都市環境・大気環境・清掃や廃棄物処理などが損なわれれば、建築物の衛生環境も破綻する一蓮托生の関係にあることから、広義には建築衛生が環境衛生に係わる都市計画・建築設計・設備選択・施設管理など間接的で多様な配慮をさす場合もある。一方、住宅については、住居に特化した法律は整備されていないが、地域保健法に基づく生活衛生分野の一環として、衛生部局、保健所等により実施されてきた。

しかしこのような体制も、エネルギー制約、新技術・新材料導入や耐震設計など新しい要件や、環境志向や快適指向などの新しいパラダイムの台頭が建築物や都市のバランスを乱し、衛生組織や活動に新たな対応を迫る場面が増えている。何度かの改正を経たものの、高度成長と公害、建築の高層化や大規模化などを背景として建築物衛生法が制定された昭和45年当時とは、社会・技術そして国民の求めるものが大幅にそして急速に変化・変質している。例えば、地球温暖化や震災に係るエネルギー制約、エアコンなど空調・換気技術の革新、そして少子高齢化の急進展とそれに伴う室内環境・施設ニーズの変化など、その範囲は多岐にわたる。

まず、前半の3編で室内環境に起因する健康影響に係る近年の状況と、それに関連する様々な健康阻害要因の動きを総説にとりまとめた。以下、その内容を要約する。

また、社会の高齢化に対応する特別養護老人ホームの環境管理実態、住宅性能と健康との関係などを示していただいた後、建築物衛生法の衛生管理技術者を育てる、公益財団・日本建築衛生管理教育センターとその現場を支える自治体の代表として東京都健康安全センターから生の声をいただいた。

本特集では、室内環境に係わる実態の動向、技術的状況、衛生管理体制の問題点などに焦点を合わせ、各分野の実情に造詣の深い研究者・実務者から解説と報告をいただいた。

建築物の衛生性は地味だが、健康性や安心を支える、最低限・必要不可欠な空間性能である。しかし裏方故に、必ずしも利用者・居住者やオーナーにその品質や性能が伝わらない場合が多く、時に魅力的な性能や短期的な効果に目を奪われて基本が見失われる場合がある。また、個人や企業の内情に深くかかわるため、実態を把握し、的確な対応を行うことを難しくしている。

本特集が建築衛生とその課題理解に役立ち、関係者が対応と事態改善を進める一助になれば幸いである。